

岩手県告示第 395 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定により、盛岡市の地籍調査を平成 19 年 4 月 20 日次のとおり国土調査として指定した。

平成 19 年 5 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 盛岡市
- 2 調査地域 盛岡市永井 3 地割から 5 地割、9 地割、上飯岡 9 地割、17 地割、18 地割の各一部、永井 6 地割から 8 地割、上飯岡 15 地割、16 地割
- 3 調査期間 平成 19 年 4 月 20 日から平成 20 年 3 月 31 日まで